

## ♣ 不服申立制度の改正

**Q** : 不服申立制度が改正になるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 「異議申立て」は「再調査請求」に名称変更され、不服申立てのできる期間が2ヶ月から3ヶ月以内に延長されます。

### 【解説】

国税に関する不服申立制度は、行政不服審査法の改正に伴う「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の改正によって見直され、国税通則法によって改正が行なわれます。

改正のあらましは、次のようなものです。

- ① 現行の「異議申立て」から「再調査請求」に名称が変更される
- ② 不服申立てのできる期間を処分があったことを知った日から2月以内から3月以内に延長される
- ③ 「再調査請求」の決定を経ないで審査請求できる期間が3月から2月に短縮される
- ④ 審理の遅延を防ぐため、審査請求されてから裁決するまでに通常要すべき標準的な期間「標準審理期間」が定められる
- ⑤ 審理の終結予定時期が通知されるようになる
- ⑥ 担当の審判官に対して、提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができるようになる

なお、この法改正は、法律の公布日から2年以内に施行される予定になっています。

